

矢祭町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、矢祭町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（令和7年矢祭町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(抑制区域)

第3条 条例第9条の規則で定める区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(許可の申請)

第4条 条例第10条第2項の規定による申請は、事業許可申請書（様式第1号）及び事業計画（様式第2号）に、次に掲げる図書及び第5条第7項の事前協議終了通知書の写しを添えて行うものとする。

- (1) 事業区域の位置図
- (2) 事業区域の区域図
- (3) 事業区域内の土地に係る登記事項証明書
- (4) 事業区域内の土地に係る土地所有者一覧
- (5) 事業区域内の土地に係る公図の写し
- (6) 土地利用計画平面図
- (7) 造成計画平面図及び断面図
- (8) 排水計画平面図及び断面図
- (9) 擁壁の背面図及び断面図
- (10) 太陽光発電設備の構造図
- (11) 事業区域内に設置する工作物の構造図
- (12) 維持管理（撤去処理）に係る計画書（様式第3号）
- (13) 立地環境に係る概要書（様式第4号）
- (14) 設置事業者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類
- (15) 各種法令上の協定書の写し（協定を締結している場合に限る。）
- (16) 国へ提出した関係法令手続状況報告書の写し
- (17) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第1項の規定による電気事業者との特定契約書の写し
- (18) 説明会等実施報告書（様式第5号）
- (19) その他町長が必要と認める図書

(事前協議)

第5条 条例第11条第1項に規定する協議（以下「事前協議」という。）は、設置事業事前協議書（様式第6号）に第4条各号に掲げる図書を添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、設置事業事前協議書の提出があったときは、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

3 条例第11条第2項の指導又は助言は、事前協議（指導・助言）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容を同項の規定により通知された内容に適合させるために関係行政機関、関係住民等との調整、協議等を自らの責任において行わなければならない。

5 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、その内容を十分検討し、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合する見込みがないと判断したときは、事前協議取下書（様式第8号）を町長に提出するものとする。

6 第3項の規定による通知を受けた申請予定事業者は、事業計画の内容が同項の規定により通知された内容に適合したときは、事前協議（指導・助言）通知事項回答書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

7 町長は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第10号）により申請予定事業者に通知するものとする。

8 申請予定事業者は、第1項の規定により提出した設置事業事前協議書の内容を変更しようとするときは、事前協議内容変更届（様式第11号）に当該変更の内容が確認できる図書を添えて、速やかに町長に届け出なければならない。

（事業計画の周知に係る標識の設置）

第6条 条例第12条第1項の標識は様式第12号とする。

（意見の申出）

第7条 条例第12条第4項の規定による意見の申出は、同条第2項に規定する説明会の開催日又は同条第3項の規定による事業計画の周知を受けた日から起算して14日以内に、当該説明会又は当該事業計画の周知を行った設置事業者に対し、事業計画に対する意見を記載した書面（以下「申出書」という。）を提出することにより行うものとする。

（近隣住民等との協議）

第8条 条例第12条第5条の協議は、申出書の提出があった日から起算して14日以内に、当該申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対し、当該申出書に対する見解を示した書類（以下「見解書」という。）を提出して行うものとする。

2 設置事業者は、前項の見解書を提出するときは、申出書に対しその内容をよく説明し、その理解を十分に得るものとする。

3 設置事業者は、第1項の協議を行ったときは、見解書の写しを添えて協議状況届（様式第13号）により、当該協議が終了した日から起算して7日以内に町長に届け出なければ

ならない。

(設置許可の基準)

第9条 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣保護区又は特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
- (2) 希少野生動植物種の保護及び野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電設備の配置や施工を行うこと。
- (3) 事業区域に生育する樹木を伐採するときは、事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

2 条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備及び付帯設備の高さ、形状及び色彩が周囲と調和したものであること。
- (2) 事業区域に抑制区域を含む場合は、事業区域と隣接する土地の間に別表第2に定める緩衝帯及び太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設けられていること。
- (3) 前号の緩衝帯を設置するときは、植栽その他周辺の景観との調和を図るために必要なものが適切に配置されていること。

3 条例第13条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域において切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。
- (2) 造成計画が宅地防災マニュアル（平成19年国都開第27号）の基準に適合したものであること。

4 条例第13条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水機能を有していること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置するときは、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第8条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合していること。
- (4) 河川、水路その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

5 条例第13条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域が軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の必要な措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の必要な措置が講じられていること。

(3) 盛土部分の土砂が崩落しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。

6 条例第 13 条第 1 項第 7 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 大型車両の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。

7 条例第 13 条第 1 項第 8 号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備を設置するときは、透過性パネルの設置その他の太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。

(2) 太陽光発電設備から発生する騒音が騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項により定められた規制基準に適合していること。

(3) 太陽光発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制が整えられていること。

(4) 太陽光発電設備の廃棄その他の発電事業を終了する際の発電設備の取扱いに係る計画が適切であること。

(5) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(6) 太陽光発電設備及びその付帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）に適合していること。

（設置許可に係る標識の掲示）

第 10 条 条例第 14 条の標識は、様式第 14 号とする。

（関係書類の閲覧）

第 11 条 許可事業者は、条例第 15 条の規定による閲覧をさせるときは、あらかじめ、閲覧をさせる場所及び時間を定めて行わなければならない。

（着手の届出）

第 12 条 条例第 16 条の規定による届出は、設置事業着手届（様式第 15 号）により行うものとする。

（完了の届出等）

第 13 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、設置事業完了（廃止）届（様式第 16 号）により行うものとする。

2 条例第 17 条第 2 項の規定による通知は、適合通知書（様式第 17 号）により行うものとする。

（変更許可の申請）

第 14 条 条例第 18 条ただし書きの規則で定める軽微な変更とは、事業区域の現況、設置事業の規模等を勘案し、町長が事業計画の内容を再度審査する必要がないと認める事項の変更とする。

2 条例第 18 条第 2 項の規定による変更許可の申請は、事業計画変更許可申請書（様式第 18 号）に変更の内容が分かる図書を添えて行うものとする。

3 条例第 18 条第 3 項の規定による届出は、変更したときから 14 日以内に事業計画変更届（様式第 19 号）に同項の軽微な変更が分かる書類を添えて行うものとする。

（許可通知書等）

第 15 条 町長は、条例第 10 条第 2 項の許可申請又は条例 18 条第 2 項の変更許可の申請があった場合は、許可をするときにあっては許可通知書（様式第 20 号）により、許可をしないときにあっては不許可通知書（様式第 21 号）により通知するものとする。

（許可の取消し）

第 16 条 条例第 19 条の規定による許可の取消しは、設置許可（変更許可）取消通知書（様式第 22 号）により行うものとする。

（地位の継承）

第 17 条 条例第 21 条の規定による地位の継承の届出は事業継承届（様式第 23 号）に関係書類を添えて行うものとする。

（身分証明書）

第 18 条 条例第 23 条第 2 項の身分を証する書類は、様式第 24 号とする。

（補足）

第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

抑制区域	根拠法令等
鳥獣保護区 鳥獣特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項及び第 29 条第 1 項
地域森林計画の森林の区域	森林法第 5 条第 2 項第 1 号
県立自然公園	福島県立自然公園条例第 5 条第 1 項
農地	農地法第 2 条第 1 項
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号
河川区域 河川保全区域	河川法第 6 条第 1 項、第 54 条第 1 項及び第 56 条第 1 項

河川予定地	
県指定重要文化財（建造物） 県指定史跡名勝天然記念物の指定地に係る 区域	福島県文化財保護条例第4条第1項及び第 24条第1項
町指定有形文化財（建造物） 町指定史跡名勝天然記念物の指定地に係る 区域	矢祭町文化財保護条例第3条第1項及び第 26条第1項
滝川溪谷周辺区域（概ね500m以内の範囲）	条例第9条第1項

別表第2（第9条関係）

事業区域の面積	緩衝帯の幅
1,000 m ² 未満	1m以上
1,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	2m以上
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	3m以上
10,000 m ² 以上 15,000 m ² 未満	4m以上
15,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	5m以上
50,000 m ² 以上 150,000 m ² 未満	10m以上
150,000 m ² 以上 250,000 m ² 未満	15m以上
250,000 m ² 以上	20m以上